

幸手市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

1 目的

この制度は、図書館の雑誌に民間企業等の情報発信を組み込むことにより、新たな図書資料等を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

2 広告の掲載方法

- (1) 雑誌スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を市立図書館雑誌コーナーに配架する。
- (2) 提供された雑誌は、最新号カバーの表面にスポンサー名を、裏面にはスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

3 広告の規格等

- (1) 提供雑誌の最新号カバー表示については、スポンサー名等の表示とする。
表示の大きさ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒
添付位置 最新号カバー底辺より4cm上部中央
- (2) 裏面の広告は、片面印刷のものとし、最新号カバーに収まるサイズとする。
- (3) 広告はスポンサー申請者が作成する。
- (4) 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

4 雑誌スポンサーの資格

- (1) 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。
- (2) なお、次の事業者等に該当しないこと。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。
ア 各種法令又は条例、規則等に違反しているもの
イ 民事再生法又は会社更生法による再生並びに再生手続き中のもの
ウ 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの

エ 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの

オ 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認めるもの

5 広告内容

広告の内容は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、利用者に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。

- (1) 各種法令又は条例、規則等に違反しているもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他のものの権利等を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと認めるもの

7 広告の掲載期間

- (1) 広告掲載期間は、原則 1 年間とする。
- (2) 広告の内容変更は、四半期ごとに変更することができるものとする。

8 募集時期

申込みは、随時募集する。

9 申込み方法

図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供雑誌を選定し、雑誌スポンサー制度申込書に必要事項を記入の上、図書館に持参、FAX又は郵送のいずれかの方法で行なう。

1 0 スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

1 1 購入代金の支払い

(1) スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、図書館指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

(2) 支払いは一括払いとする。価格変動による追徴金、返金はしない。

1 2 雑誌が休刊又は廃刊した場合の措置

広告主が提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替える。

1 3 申込先及びお問合せ先

〒340 - 0151 幸手市緑台2丁目5番25号

幸手市立図書館 電話 0480 - 42 - 0169

F A X 0480 - 44 - 0536

E-mail tosyokan@city.satte.lg.jp